

施工条件の明示

工事名：下久保発電所予備受電設備設置外工事

明示関係	明示事項
工程関係	1 発電所停止期間の予定は令和9年10月1日から令和10年3月15日である。受電設備の接続作業には発電所停止が必須であり、停止期間内に試験測定等を含めた現場施工を完了しなければならない。受電を必要としない作業については、運転中でも作業することが出来る。
	2 工程について他の工事と十分調整を行うこと。
用地関係	1 敷地内利用にあたっては他の工事と十分調整を行うこと。
	2 資材の仮置場等で借地する場合は受注者が行うこと。また、内容について監督員へ報告すること。
公害対策関係	1 騒音振動等については、法及び群馬県条例等の定める所によること。
安全対策関係	1 工事中の安全確保については、関係法令及び各種基準に基づき災害の防止を図ること。
	(1) 本工事は、高所あるいは閉所作業及び重量物の撤去、据付を行うものであり、慎重に作業を行うと共に、作業員の安全に万全を期すこと。
	(2) 工具等が落下する恐れがある場所については、適切な保護を行うこと。
	(3) 高所作業時は安全帯（墜落制止用器具）を使用し墜落を防ぐこと。
工事用道路関係	1 施工前に現地状況及び周辺状況を十分調査し、施工に最適な工事車両を選定すること。
仮設備関係	1 現地工事に必要な仮設備は受注者が全て用意すること。設置場所については、監督員に協議すること。 なお、必要な仮設備、諸手続き等は全て受注者が行うこと。
残土・産業廃棄物関係	1 本工事は建設副産物情報交換システムの登録対象工事である。
	2 産業廃棄物は法令に基づき適切な処理を行うこと。
工事支障物件関係	1 工事場内及び周辺設備に損傷を与えぬよう十分注意すること。 なお、万一損傷した場合は、直ちに監督員へ報告し、受注者の責任において速やかに復旧すること。
塩化物・アル骨反応関係	特になし
その他	1 本工事は、電子納品対象工事であるため、「群馬県CALS／ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン」に基づき電子納品を行うこと。 また、電子納品を円滑に行うため、工事着手時に、受発注者間で電子納品に関する事前協議を行うこと。 なお、事前協議は「事前協議チェックシート」により行うこととする。
	2 工事特記仕様書に記載されている内容も遵守すること。